

4 監 査 第 154 号  
令 和 5 年 2 月 13 日

請求人  
名古屋市名東区  
松 岡 磨 哉 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
(通知)

令和4年12月23日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

## 別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和4年12月23日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに令和5年1月31日に請求人が行った陳述及び同日付けで提出された事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

#### 1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県議会事務局長

#### 2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県知事(以下「知事」という。)が、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までに愛知県議会議員筒井タカヤ(以下「筒井議員」という。)に交付した政務活動費のうち、筒井議員が、その妻が代表を務める特定の株式会社(以下「A社」という。)に支払った事務所費相当額合計367万5,000円を返還請求することを怠る行為。

#### 3 請求する措置

不法行為又は不当利得返還請求権に基づき、上記損害金の返却を求める。

#### 4 備考

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項は、「財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができない」と規定しているが、怠る事実については、不作為としての性質上、これを制限しないものとされている。(最高裁判所昭和53年6月23日判決)

#### 5 上記の行為が違法・不当である理由

(1) 筒井議員は、賃借事務所概要報告書に記載の事務所所在地とは別にある自宅兼事務所で全ての業務を行っており、当該報告書に記載の事務所には実体がない。

さらに、A社の代表取締役は筒井議員の妻であり、政務活動費が筒井議員個人や妻に還流される構造となっている。

必要性も使用実態もない事務所の賃料支払いは、自己や身内に税金を還流する不正目的でしかなく、違法かつ不当というほかない。

(2) 政務活動費の法的性質及び支出根拠、判断基準等

ア 愛知県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

(イ) 愛知県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、法第100条第14項ないし第16項及びこれに基づき制定された「愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例」(平成13年愛知県条

例第41号。以下「条例」という。)に基づいて県議会各会派に交付される。

愛知県では、上記条例に基づく政務活動費の交付に関する細則を「愛知県政務活動費マニュアル」(以下「マニュアル」という。)で規定し、支出の例示、注意事項などの詳細を定めている。

- (イ) 法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。
- (ウ) 条例は、法の上記条項に基づき、第8条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する県政の課題及び県民の意思を把握し、それらを県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」として議会における会派又は議員に対して交付されるものであることを定めている。
- (エ) マニュアルは、条例の上記条項に基づき、第1項の1において、「政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項並びに愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例等の規定に基づき、愛知県議会の議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して、公費として交付されるものである。したがって、交付された政務活動費は、会派及び議員が行う政務活動に要する経費に対して適切に充当されなければならない。」と規定している。

#### イ 政務活動費執行の原則

マニュアルは第1項の2において、政務活動費執行の基本原則として、執行上の原則、説明責任の原則(透明性の確保)を定めている。

#### ウ 按分の考え方

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、マニュアル第4項において、「政務活動費の対象となる活動とそれ以外の活動とを分け、それぞれの経費を分離することが望ましいが、それが困難な場合は、活動に要した費用の全額を、各活動の実績に応じて按分し、充当することとする。按分した場合は、按分率の積算根拠を明確にするとともに、会計帳簿や証票類等に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記するものとする。」としている。

#### エ 事務所費用における特に留意すべき事項

マニュアル第2項の8において、事務所の要件としては、「ア 外形上の形態を有し、応接・事務スペースや事務用備品等を有していること、実際に議員の調査研究に使用されていること等が必要である。」「イ 事務

所の購入については、充当は認められない。また、自己（生計を一にしている親族も含む。）所有の事務所に賃借料相当を計上することも認められない。」「ウ 事務所を賃借した場合は、賃借事務所概要報告書（様式8）を作成し、事務所の所在地、貸主等を明らかにする。」と規定されている。上記イの趣旨は、税金の還流を防止することにより、さいたま地裁平成29年8月30日判決が参考となる。

#### オ 政務活動を遂行するに当たり留意されるべき法規定及び判例等

##### (ア) 法規定

以上の諸制約のもとで実際に支出するに当たり留意しなければならないのは、法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という規定及び地方財政法第4条1項の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」という規定である。

これらは比例原則を明文化したものであるが、議会にも適用されるものであり、政務活動費の支出に当たっては、十分留意されなくてはならない。

したがって、政務活動費の執行に当たっては、条例やマニュアルの他、比例原則及びこれら規定も順守しなければならない。

##### (イ) 判例

###### a 不当利得や不法行為に当たること

法及び条例は、政務活動費の用途を限定しているから、当該年度において交付を受けた政務活動費のうち、本件用途基準に適合した支出に充てなかった残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されるべきこととなる。（京都地裁平成16.9.15判決参照）

さらに、目的に反する政務活動費の支出は、市に対する不法行為を構成するという判例もある。（大阪地裁平成18.7.19判決）

###### b 議員活動との関連性及び必要性、相当性が求められること

もともと、支出の費目の上では政務活動費に充てることのできる経費に該当する場合であっても、当該活動の内容やその客観的な目的、性質に照らし、議員としての活動との間の関連性が乏しい活動に伴う経費や、社会通念に照らして、調査研究その他の活動のための必要性、相当性に欠けるものであるときは、議員の調査研究その他の活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要か否かについて

は議員の合理的判断に委ねられる部分があることを考慮しても、特段の事情のない限り、当該支出は使途基準に適合しない違法なものと認めるのが相当である（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・裁判集民事233号279頁参照）。

#### カ 裁量的財務会計行為の違法・不当性及び審査基準

##### (7) 法242条第1項にいう「違法若しくは不当」の定義

政務活動費の執行は<sup>き</sup>羈束的行為ではなく、裁量的行為である。裁量的行為は、「裁量権の逸脱又は乱用があった場合に違法となる。」（最高裁平成16年7月13日判決、最高裁平成20年1月18日判決、最高裁平成25年3月28日判決参照）

また、不当性については、「不当性とは、裁量の範囲逸脱や濫用に至らない程度の裁量の不合理な行使をいう」と解されている。（芝池義一「行政救済法講義第3版」（有斐閣2006年）185頁参照）

##### (イ) 裁量権逸脱・濫用の有無についての判断基準

###### a 事実の誤認

ある行政機関の行為が事実の誤認に基づいている場合、すなわちその判断が全く事実の基礎を欠く、ないし重要な事実の基礎を欠くような場合には、その行為は違法なものとなる。

###### b 目的違反

裁量は、それを授権する法律の趣旨・目的に沿って行使されなければならない、それに反する目的でなされた裁量の行使は裁量権の範囲を逸脱・濫用するものとして違法となる。（最判昭和53年6月16日）

###### c 他事考慮、考慮すべき事情の不考慮、不正目的等

判断の結果だけでなく、判断過程から裁量の行使が違法と判断される。

これは、行政機関が裁量を行使する際に、考慮すべきことを考慮せず、あるいは考慮すべきでないことを考慮すること、またその考慮において認識や評価を誤り、合理性を持つものとして許容される限度を超えた考慮をした場合には、当該裁量の行使は違法となる。

###### d 行政上の一般原則

憲法上の原則や条理、社会通念上の諸原則である、信義則や平等原則、比例原則等の違反が認められる場合には、当該行政の裁量の行使は裁量権の範囲を逸脱あるいは裁量権を濫用したものとして、違法なものとなる。

#### (3) 請求の理由

##### ア はじめに

筒井議員の賃借事務所概要報告書によると、貸主は「A社」、事務所所在地は「名古屋市名東区亀の井2-195」と記載されている（当該事務所を以下「対象事務所」という。）。

しかし筒井議員は「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」に自宅兼事務所を有し（当該事務所を以下「自宅兼事務所」という。）、全ての業務をこの自宅兼事務所において行っており、対象事務所には実体がない。

さらにA社の代表取締役は筒井議員の妻であり、政務活動費が筒井議員個人や妻に還流される構造となっている。

よって、対象事務所への家賃の支出（以下「本件支出」という。）は、議員としての活動との間の関連性が乏しい活動に伴う経費であり、かつ社会通念に照らして、調査研究その他の活動のための必要性にも相当性に欠けるものという他なく、使途基準に適合しない違法なものである。以下、詳述する。

#### イ 筒井タカヤ事務所の存在

(ア) 筒井議員は、平成元年8月14日から「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」に自宅兼事務所である筒井タカヤ事務所を有している。

(イ) 愛知県議会議員としての全ての業務は自宅兼事務所において行われており、筒井議員は日常的に執務に自宅兼事務所しか使用していない。

議員等の来客も全員が自宅兼事務所を尋ね、対象事務所は存在も知られていない。

給与を政務活動費から90%支出して雇用しているスタッフも、出勤する場所はいつも自宅兼事務所である。

(ウ) 筒井議員の名刺には、筒井議員の事務所所在地として、自宅兼事務所の住所である「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」と記載されている。

(エ) 筒井議員の普段使用する封筒にも、筒井議員の事務所所在地として、自宅兼事務所の住所である「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」と記載されている。

(オ) 愛知県議会の公式ホームページにも、筒井議員の事務所所在地として、自宅兼事務所の住所である「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」と記載されている。

(カ) 筒井議員のホームページ「筒井タカヤweb」にも、プロフィール欄において、筒井議員の事務所所在地として、自宅兼事務所の住所である「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」と記載されている。

(キ) 筒井議員の賃借事務所概要報告書に記載されている電話番号は、自宅兼事務所の電話番号である。

(ク) このように、愛知県議会議員としての実務は全て自宅兼事務所において行われ、外形的に自宅兼事務所の住所が表示されている。

よって、筒井議員は対象事務所を使用する必要性も相当性も欠く。

ウ 対象事務所の実態がないこと

(ア) 賃借事務所概要報告書に記載されている「名古屋市名東区亀の井2-195」に存在する建物は、テナント等ではなく、一戸建ての一般居住用の住宅である。

(イ) この建物は筒井議員の妻の親の介護のために建てた家であるが、上棟前に妻の親が死亡したため、今は妻の妹が居住している。

(ウ) この建物の表札には、居住者の名前が記載されている。

(エ) 筒井議員は対象事務所を全く使っていない。

自由民主党名東区支部総務会長も、支部としても筒井議員個人でも対象事務所を使用した事実はなく、8年間の間に一度だけ掃除しただけである旨陳述している。

(オ) 対象事務所には、一階部分ガラス扉に「筒井タカヤ事務所」と記載があるものの、その扉の中は居住者の使用する乗用車の車庫として使用されており、事務所としての実体はない。

(カ) これらは、マニュアル第2項の8において「(3)留意点ア 事務所の要件としては、外形上の形態を有し、応接・事務スペースや事務用備品等を有していること、実際に議員の調査研究に使用されていること等が必要である。」に明確に違反するものである。

エ A社について（税金の還流目的であること）

(ア) A社は昭和50年に創業され、もともとは自宅兼事務所と同じ住所である「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」に存在していた。

そして、現在の本店所在地は対象事務所と同じ「名古屋市名東区亀の井2-195」である。

(イ) A社の代表取締役は筒井議員の妻である。

つまり政務活動費としてA社に流れた税金は、役員報酬として筒井議員の妻に還流されていることとなる。

(ウ) 筒井議員はA社に「名古屋市名東区極楽一丁目1番地」所在の建物を売却し、利益を得た経緯がある。

(エ) 現在もA社は「名古屋市名東区極楽一丁目1番地」所在の土地を筒井議員から借りている。

そうすると、政務活動費としてA社に流れた税金は、地代として筒井議員本人にも還流されているといえる。

(オ) 筒井議員は、本件支出の他にも、使用する自動車（最高級車）も、事

務機器一式も政務活動費でA社からリースし、自己や身内に税金を毎月24万5,000円ずつ還流している。

- (カ) A社の定款には、その目的欄に「7. 自動車の賃貸借、8. 印刷機械の賃貸借」と記載されているが、実際にこれらの業務を行っている実態はなく、A社はトンネル会社である。

昭和50年から、A社に流れた政務活動費の総額は1億円を下らないところ、これらの原資は全て県民の税金である。

- (キ) 筒井議員は高齢であるが、死亡後も法人に利益を残せば相続税を回避できる。

- (ク) 請求人は本年9月9日に、筒井議員の代理人弁護士に対し、対象事務所の使用方法やA社の実態を問い合わせたが、本件監査請求に至るまで回答はなかった。

この対応はマニュアル第1項の2中「(2)説明責任の原則(透明性の確保)政務活動費は公費であり、会派及び議員は、その執行が適正なものであることを説明する責任がある」に明確に違反している。

オ <sup>あん</sup>按分率も不相当であること

- (ア) 筒井議員は令和2年度以降、事務所費用の<sup>あん</sup>按分率を65%から90%に引き上げている。

- (イ) もっとも対象事務所の所在地は、前述のとおりA社の本店として登記されている。

さらに、実際は筒井議員の妻の妹が居住し、1階部分は車庫となっている。

- (ウ) つまり、「名古屋市名東区亀の井2-195」は対象事務所の他に、少なくとも、「A社本店」、「妻の妹の自宅」、「妻の妹の自家用車車庫」など3つ以上の機能を兼ねるものである。

- (エ) そうすると、本件支出の<sup>あん</sup>按分率65%ないし90%は、「事務所の所在地と政治団体である「〇〇」及び「〇〇後援会」の主たる事務所の所在地は同一である上、事務所には、「〇〇」の看板や、ポスターが掲示されることがあることも認められ、このことは、政務活動とその他の活動とが混在し、事務所費の支出のうちの一部については、政務活動のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる一般的、外形的事実というべきであるし、本件各指針は、事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者である場合は、誤解を招かぬような対応が必要であることを定めるのであって、政務活動とその他の活動の割合がいずれも判然とせず、また、刷新の会が<sup>あん</sup>按分割合を定めている



ことを認めるに足りる証拠のない本件においては、2分の1を超えて事務所費を政務活動費に充当する部分は、社会通念に照らし、本件使途基準に合致しない違法な支出というべきである。」(さいたま地裁平成29年8月30日判決) という判例に照らし、違法である。

#### (4) 結論

ア 以上より、本件支出は、その必要性、相当性を欠き、マニュアルに定める政務活動費執行の基本原則「愛知県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」(マニュアル第1項の2) ということはできず、使途基準違反として違法である。

イ さらに、税金を自己ないし妻、その支配下法人に還流するという不正目的は、社会通念上著しく不合理であり、裁量権の逸脱濫用、少なくとも裁量権の不合理な行使という他ない。

ウ よって、本件支出は違法又は不当である。

#### (5) 監査に当たり留意すべき事項

ア 立証責任を転換する判例について

判例は、政務活動費の証拠は議員に偏在することに触れ、「住民が、会派や議員による政務調査費の使用が、その本来の使途及び目的に違反していることを推認させる一般的、外形的な事実を立証した場合には、これを争うものにおいて、その推認を妨げるべく、本来の使途及び目的に沿って使用したことを明らかにする必要がある、その反証に成功しなければ、不当利得返還請求権が成立することになる」(最三小判平成22. 2. 23判時2074号69頁、判タ1320号69頁のコメント参照) としている。

イ 違法な却下は、国家賠償請求訴訟の対象となりえること

判例は、「住民監査請求に対し、監査委員がその請求を実質的に妨害する意図であえて不当な判断をするなど、その本来の権限を著しく濫用して違法に却下したような場合には、その処分は国家賠償法上も違法と評価するのが相当である。」(福井地裁平成14年7月10日判決) としている。

監査委員には、厳正な監査を強く要望するものである。

## 第2 監査委員の除斥

監査委員の川嶋太郎及び青山省三は、法第199条の2の規定により除斥された。

## 第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のと

おり監査を実施した。

1 監査対象事項

平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までに筒井議員に交付した政務活動費のうち、筒井議員が、A社に支払った事務所費相当額の返還請求権の不行使

2 監査対象機関

愛知県議会事務局

3 関係人調査

筒井議員及びA社に対して、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費に係る制度及びその運用について

ア 政務活動費は、条例第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、マニュアルが定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、条例第12条及び第13条に基づき、愛知県議会議長（以下「議長」という。）が定めたものである。

イ 交付等の手続について

(ア) 知事による交付

知事は、毎年、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をし、交付の決定をされた会派及び議員は、毎月5日までに当月分を知事に請求する。請求を受けた知事は速やかに交付する。その額は、議員一人当たり月額50万円であり、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額に一律に区分することとされている。

(イ) 議長への収支報告書等の提出

会派の代表者及び議員は、前年度における政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出する。

(ウ) 議会事務局による点検

議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて、議会事務局は点検を行う。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マ

マニュアルに定める「充当が不適當な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

(エ) 議長から知事への収支報告書の送付

議長は、会派代表者及び議員から提出のあった収支報告書の写しを知事に送付する。

(オ) 返還

条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額（以下「残余額」という。）の返還を命じることができる旨が規定されている。

ウ マニュアルの定めについて

マニュアルは、政務活動費の使途のうち「事務所費」につき、「事務所の購入については、充当は認められない。また、自己（生計を一にしている親族も含む。）所有の事務所に賃借料相当を計上することも認められない」と定めている。

次に、「マニュアルの規定は、自己又は親族個人が所有する事務所についてのみ禁止しているのであって、自己又は親族が関与する法人が所有する事務所については、それを禁止していないと形式解釈できるのではないか」との見解について、議会事務局に確認した。

この点、議会事務局からは「自己所有や生計を一にしている親族が所有する事務所の賃借料相当を計上することは、実質的な負担が生じていないものに充当することになるのであって個人的な資産形成につながるおそれがあり、税務上においても、それを経費計上することができないものである。他方、法人が所有する事務所の賃借料の場合は、税務上でも経費計上できるとともに、法人としての収入に計上されるものであることから、個人的な資産形成につながるおそれはないためと考えられるのではないか」との説明が行われた。

しかし、対象法人が株式会社の場合であって、議員本人及び議員と生計を一にしている親族の所有株式総数が当該株式会社の発行済株式総数の過半数に及ぶようなときには、議員本人及び議員と生計を一にしている親族は、当該株式会社の支配株主として、株式配当又は株価の増加を通じて、個人的な資産形成につながることは十分予想されるわけであって、当該株式会社所有の事務所は、マニュアルが禁止している「自己又は生計を一にしている親族所有の事務所」の趣旨と同一視すべきなのではないかとの視点から、議会事務局に、その検討状況を確認したところ、「これまで愛知県議会において検討されてこなかった」との報告があった。

## エ 事務所の賃借の状況について

収支報告書の添付書類として議長に提出された「賃借事務所概要報告書」によれば、筒井議員は、A社から対象事務所を賃借しており、所在地は名古屋市名東区亀の井2-195、延べ床面積は59㎡、契約日は平成19年12月1日、賃料は月額10万円であって、この内容は監査対象の5年間同一のものであった。

また、収支報告書に添付された領収書の写しによれば、筒井議員は、対象事務所の賃借料に対し、令和元年度までは65%、令和2年度からは90%の<sup>あん</sup>按分率での政務活動費の充当（以下「本件充当」という。）を行っており、充当している月数は年によって異なるが、その金額は、平成29（2017）年度から令和元（2019）年度までは年間各71万5,000円、令和2（2020）年度は年間81万円、令和3（2021）年度は年間72万円であり、5年間合計で367万5,000円であった。

ここで、議会事務局による点検の状況を確認したところ、各会派及び議員の政治活動の自由に影響を及ぼすことのないよう、議会事務局では、議長に提出された収支報告書及び領収書等の写しの外形的な確認を行っており、筒井議員がA社から対象事務所を賃借していること書類上の確認は行っているものの、A社における筒井議員の親族の関与の状況は把握しておらず、筒井議員が実際に対象事務所を使用しているかについて、現地での確認は行っていないとのことであった。

## (2) 関係人調査の実施及びその結果

前記(1)において認定した事実を踏まえ、筒井議員及びA社に対し本件充当に関する状況を確認する必要があると認めたことから、前記第3の3の関係人調査を実施した。

### ア 事務所の使用実態について

筒井議員から、書面により、「対象事務所に実態がないとの主張は誤りであり、事務所として使用している」、「名刺、封筒、公式ウェブサイト等の事務所所在地と対象事務所の所在地が異なるのは、後援会活動等で対外的に活動する際に使用する自宅兼事務所と自身の調査研究等の政務活動の拠点としての対象事務所との使い分けをしているためである」等の趣旨の回答を得た。

その上で、令和5年1月25日に、対象事務所に監査委員事務局職員を立ち入らせ、実地の確認をさせたところ、入口には議員事務所である旨を表示した看板が掲げられており、建物の1階の政務活動費収支報告書の賃借対象となっている部分は、請求人が主張するような車庫ではなく、来客用の机及び椅子、筒井議員の執務用の机及び椅子、書棚、倉庫等が存在

し、事務所スペースとして用いられていることが確認でき、筒井議員からの回答とも総合すると、使用実態がないとは認められなかった。

#### イ 事務所を所有する法人について

筒井議員及びA社からの回答により、対象事務所を所有するA社の代表者は、筒井議員と生計を一にする配偶者であることを確認した。さらに、A社からの回答により、A社の発行株式はその100%を当該配偶者が保有していることを確認した。

また、筒井議員に対して、本件充当の妥当性についてどう考えるかを確認したところ、「議会事務局の指導を受け問題ないことを確認している」との趣旨の回答であった。

## 2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ、判断する。

- (1) 請求人の主張を要約すると、第1点として、筒井議員が使用実態のない事務所の賃借料に政務活動費を充当することは認められないと主張し、第2点として、筒井議員がその配偶者が代表者を務める法人が所有する事務所の賃借料に政務活動費を充当することは認められないと主張している。
- (2) 第1点については、前記1(2)アにおいて述べたとおり、対象事務所に使用実態がないと認めるまでには至らず、請求人の主張を認めることはできない。
- (3) 第2点については、マニュアルの文言からは、事務所の所有者が法人である限り、当該法人と自己又は生計を一にする親族との関与の状況にかかわらず、賃借料に政務活動費を充当することは認められると形式的な反面解釈をする余地を残している。しかし、政務活動費が公費であることからすれば、この運用は厳格に解釈すべきであり、政務活動費を事務所費として充当することについて、議員又は議員と生計を一にしている親族が支配株主となっている法人所有の事務所については賃借料相当を計上することは認められないと解するのが相当である。

この点、関係人調査の結果、A社の代表者は、筒井議員と生計を一にする配偶者であることが確認された上、当該配偶者は、A社の株式を100%保有しており、A社の株式配当の実施の有無及び配当率、役員報酬等を自らの判断で自由に決定できるものであり、いわば完全な支配株主であることも認められた。また、本件充当の按分率<sup>あん</sup>は、前記1(1)エのとおり65%又は90%の率になっており、充当金額が少額とはいえない。

- (4) したがって、筒井議員の平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの当該賃借料に対する政務活動費合計367万5,000円の本件充当は、少なくとも結果として不適切であり、知事は、本件充当相当額について、政務活動

費として充当できない経費として、当該金額を残余額として算定した上でその返還命令を発出し、筒井議員に対して返還を請求すべきところ、これを怠っていると云わざるを得ない。

- (5) また、念のため付言すれば、法第242条第2項の期間制限については、本件住民監査請求は、同条第1項所定の違法又は不当に財産の管理を怠る事実を改めるために必要な措置を講ずべきことを求めていたものというべきであり、同条第2項の適用はないと解されるべきであるから（最高裁昭和53年6月23日判決）、請求人の求めた監査期間に違法はない。

## 第5 結論（勧告及び要望）

### 1 勧告

以上述べたとおり、請求人の主張には一部理由があると認められるので、次のとおり知事に対して勧告する。

- (1) 筒井議員に対し平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までに知事が交付した政務活動費のうち、対象事務所の賃借料として充当した額367万5,000円を残余額として算定し、当該残余額の返還を請求すること。
- (2) (1)の措置は、令和5年3月31日までに講ずること。

### 2 要望

前記第4の1(1)ウにおいて述べたとおり、本件問題が発生した一因として、会派及び議員が政務活動費の運用のよりどころとするマニュアルの規定において、その運用解釈に疑義を生じさせる規定の曖昧さがあったことは否めず、かつ、愛知県議会において、これまで検討されてこなかった経緯もある。

このような状況において、筒井議員が本件規定の解釈を誤っていたとしても、それを直ちに強く非難することは相当でない。議長に対し、今回の問題提起を機にしてマニュアルの規定を疑義が生じないものに改訂することを要望する。